

議案第4号 埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 埼玉西部消防組合情報公開条例(平成25年条例第8号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関(<u>情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)</u>第4条に規定する組合の機関をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) <u>情報公開条例第20条及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による審査請求</u></p> <p>(2) 情報公開制度の運営に関する重要事項</p> <p>(3) <u>個人情報保護法施行条例第4条の規定による諮問事項</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 埼玉西部消防組合情報公開条例(平成25年条例第8号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び埼玉西部消防組合個人情報保護条例(平成25年条例第9号。以下「個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関(<u>情報公開条例第2条第1項及び個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)</u>の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 情報公開条例第20条及び<u>個人情報保護条例第30条の規定による審査請求</u></p> <p>(2) 情報公開制度及び<u>個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u></p> <p>(3) <u>個人情報保護条例の規定により実施機関が審査会の意見を聴くこととされた事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>審査会は、個人情報保護条例の規定により実施機関が審査会に報告することとされた事項の報告を受ける。</u></p>

3 審査会は、第1項第2号及び第3号に規定する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第20条の規定により諮問をした実施機関又は個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下これらを「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第10条各項の決定（以下「公開決定等」という。）に係る公文書の提示又は個人情報保護法第82条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）、個人情報保護法第93条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）、若しくは個人情報保護法第101条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 (略)

(委員による調査手続)

4 審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べるができる。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第20条の規定により諮問をした実施機関又は個人情報保護条例第30条の規定により諮問をした実施機関（以下これらを「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第10条各項の決定（以下「公開決定等」という。）に係る公文書の提示又は個人情報保護条例第17条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）、若しくは個人情報保護条例第25条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は個人情報の開示を求めることができない。

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書又は開示決定等若しくは訂正決定等に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 (略)

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された公文書又は個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。